

介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA運営規程

（事業の目的）

第1条 喬木村社協が運営する喬木村社協いきいきクラブ（以下「事業所」という。）において実施する喬木村介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスAの適正な運営を確保するために、必要な運営管理に関する事項を定め、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 通所型サービスAの提供にあたって、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援を行うことにより、生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 喬木村社協いきいきクラブ

（2）所在地 喬木村 6670-1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（兼務）

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、通所型サービスAの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（2）従事者 2名以上

従事者は、通所型サービスAの業務に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、お盆、年末年始を除く。

（2）サービス提供時間 原則として、午前9時30分から午後3時30分までの間で、1コース2時間程度とする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、1日10名とする。

(通所型サービスAの内容)

第7条 通所型サービスAの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) レクリエーション、製作、買物、行楽、諸行事への参加
- (3) 健康チェック
- (4) 介護予防学習
- (5) 送迎

(利用料等)

第8条 通所型サービスAを提供した場合の利用料の額は、事業所が、喬木村と相談の上、適切な金額を定め契約書に明示する額とする。

2 行楽、行事に参加する費用は、実費を徴収する。

3 その他、通所型サービスAにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、喬木村の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は通所型サービスAの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 通所型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、利用者の家族に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、喬木村地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対して、通所型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害に備えて、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回以上必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 14 条 通所型サービスAの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に対しては、その窓口を設置し、迅速かつ適切に対応するものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が知り得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、第三者への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。又従業者が離職後においても、これらの秘密を保持するものとする。

(虐待防止のための措置)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について 従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的の開催するために研修計画を策定する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講ずるとともに、村へ報告する

(その他運営に関する留意事項)

第 17 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 事業所は、通所型サービスAに関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

3 この規程は、令和5年8月1日から一部改正（対象障害者に難病等追加、虐待防止対策を検

討する委員会の定期的開催、身体拘束の条項を追加)し施行する

- 4 この規程は、令和6年4月1日から一部改正(虐待防止のための措置《指針に追加》)し施行する。